

H19. 9. 11

船員保険における特定健康診査等の実施について(案)

社会保険庁運営部医療保険課

1 船員保険生活習慣病予防健診

○健診の種類と対象者(概要)

・健診の種類

一般健診、巡回健診、総合健診、C型肝炎ウィルス検査、子宮・乳ガン検査

・一般健診等の対象者

- (1) 被保険者のうち、当該年度において35歳以上の方。
- (2) 被扶養配偶者のうち、当該年度において40歳以上の方。
- (3) 受診申込日前3ヶ月以内に被保険者資格を喪失した方のうち、当該年度において35歳以上の方。
(ただし、市町村の国民健康保険加入者に限る)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
検査費 (単位：千円)	383,177 (▲5.3%)	384,259 (0.3%)	325,039 (▲15.4%)	309,441 (▲4.8%)	290,855 (▲6.0%)
生活習慣病予防 健診実施者数 (単位：人)	19,979 (▲4.9%)	19,987 (0.04%)	19,051 (▲4.7%)	18,623 (▲2.2%)	18,417 (▲1.1%)

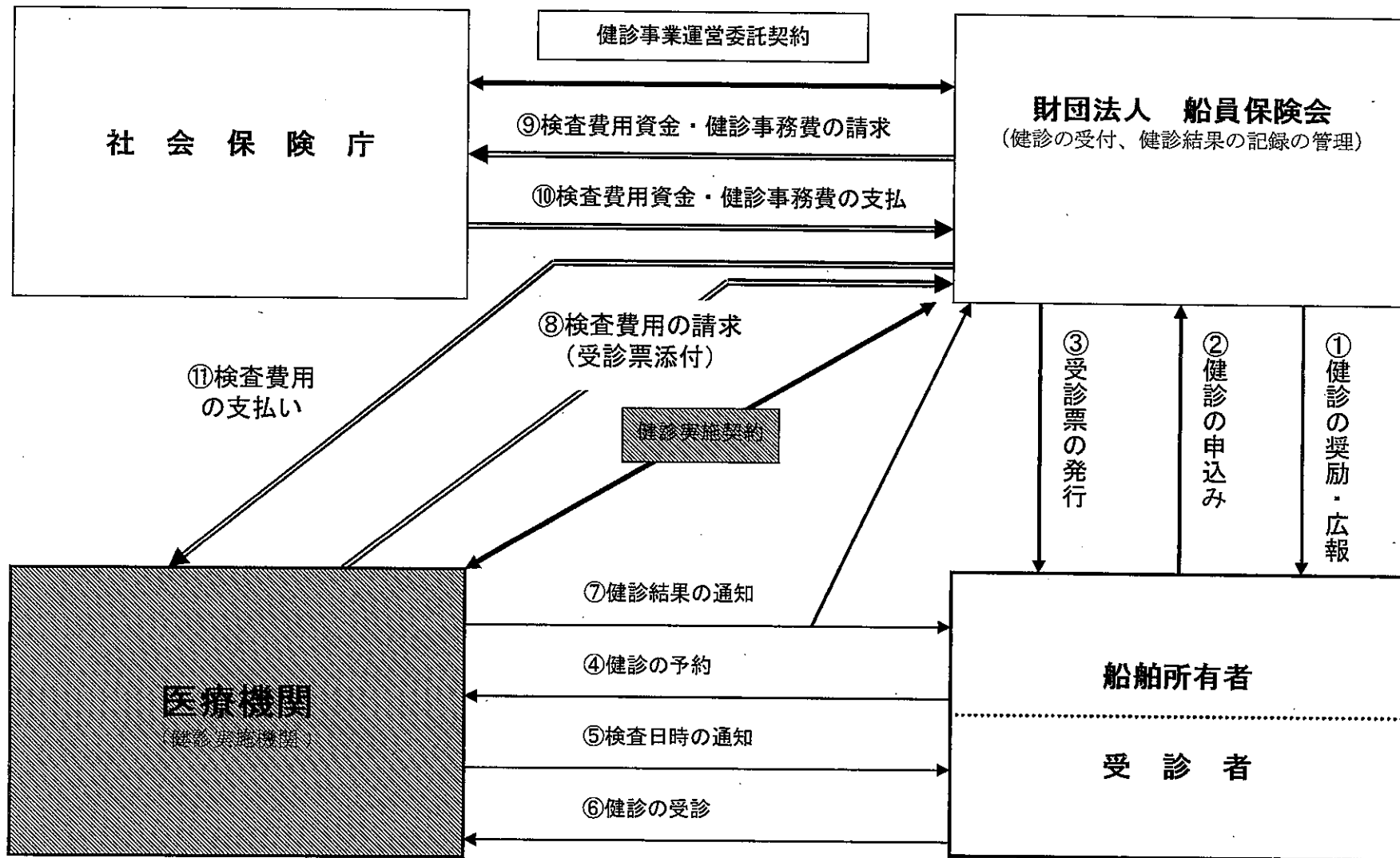
(注) 括弧内は、対前年度伸び率。

・「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行により、平成20年度からすべての保険者に対し、40歳以上の被保険者等を対象として、「メタボリックシンドローム(糖尿病、高血圧症、高脂血症などの生活習慣病のリスクが重なって存在する状態である内臓脂肪症候群)」に着目した特定健診及び特定保健指導が義務付けられることとされた。

船員保険については、平成20年4月からの特定健診等の実施に向け、現行の生活習慣病予防健診事業において、健診受診率等向上のための健診実施機関の拡大及び事後指導の拡充を図ることとしている。

(参考1)

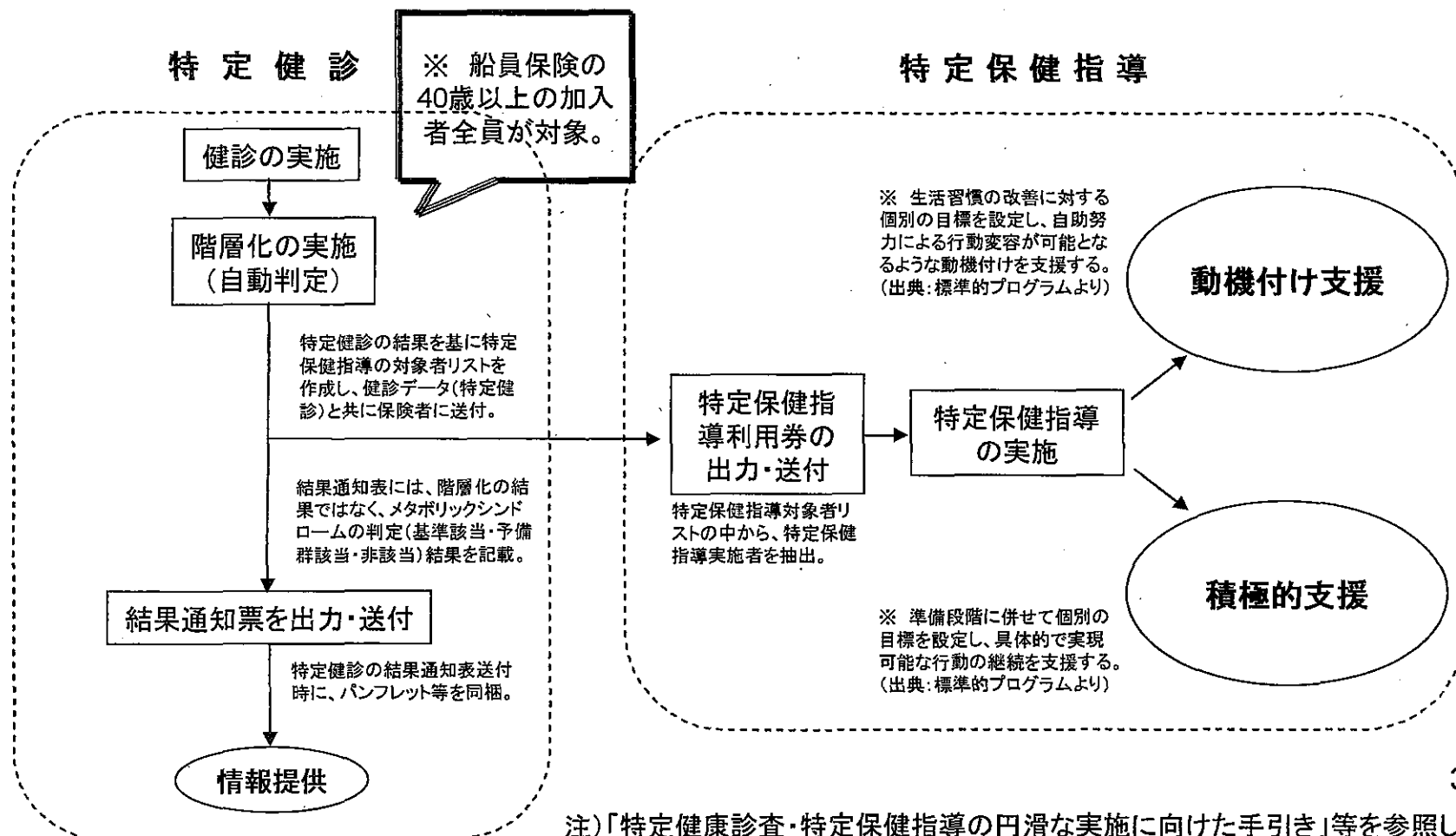
船員保険の生活習慣病予防健診事業の流れ



2 特定健康診査及び特定保健指導の概要

これまでの健診・保健指導は、個別疾病の早期発見、早期治療が目的となっており、そのため、健診後の保健指導は「要精検」や「要治療」となった者に対する受診勧奨を行うこと、また、高血圧、高脂血症、糖尿病、肝臓病などの疾患を中心とした保健指導を行ってきた。

今後の健診・保健指導は、内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることが目的となる。(「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」より(以下「標準的プログラム」という。))



船員保険での特定健診実施に伴う生活習慣病予防健診項目(案)との対比

(H19.7.11現在)

診察等	質問(診) 身長 体重 肥満度・標準体重 腹囲	船員保険		特定健診
		総合健診(案)	---般健診(案)	
視力	○	○	○	○
色覚	○	○	○	○
聴力	○	○	○	○
握力	○	○	○	○
胸骨圧痛診・鎌倉胸痛診	○	○	○	○
血圧(座位)	○	○	○	○
脈波測定	○	○	○	○
総コレステロール定量	○	○	○	○
中性脂肪	○	○	○	○
HDL-コレステロール	○	○	○	○
LDL-コレステロール	○	○	○	○
Zn	○	◇	◇	◇
TnT	○	○	○	○
GOT	○	○	○	○
GPT	○	○	○	○
γ-GTP	○	○	○	○
ALP	○	○	○	○
総蛋白	○	○	○	○
アルブミン	○	○	○	○
総ビリルビン	○	○	○	○
アミラーゼ	○	○	○	○
カルシウム	○	○	○	○
尿酸値	○	○	○	○
クレアチニン	○	○	○	○
A/G比	○	○	○	○
空腹時血糖	○	○	○	○
尿糖	○	○	○	○
尿糖 半定量	○	○	○	○
尿糖 定量	○	○	○	○
ヘモグロビンA1C	○	○	○	○
免疫学的便潜血検査	○	○	○	○
虫卵(塗抹法)	○	○	○	○
ヘマトクリット値	○	○	○	○
血色素測定	○	○	○	○
赤血球数	○	○	○	○
白血球数	○	○	○	○
血小板	○	○	○	○
血液像	○	○	○	○
尿蛋白 半定量	○	○	○	○
尿蛋白 定量	○	○	○	○
潜血	○	○	○	○
尿沈渣	○	○	○	○
血清クレアチニン	○	○	○	○
ウロビリノーゲン	○	○	○	○
比重量	○	○	○	○
ケトン体	○	○	○	○
PH	○	○	○	○
肺容量	○	○	○	○
1秒料・1秒率	○	○	○	○
心機能	○	○	○	○
梅毒	○	○	○	○
TPHA試験	○	○	○	○
RPR法	○	○	○	○
眼圧	○	○	○	○
眼底	○	○	○	○
肺動脈	○	○	○	○
喀痰細胞診	○	○	○	○
胃内検鏡	○	○	○	○
胃内検鏡	○	○	○	○
腹部超音波	○	○	○	○
HbS抗原	△	△	△	△
HCV抗体	△	△	△	△
RAテスト	○	○	○	○
CRP	○	○	○	○
ASLO	○	○	○	○
子宮頸がん(スメア式)	△	△	△	△
乳がん X線(検診・検診併用)	△	△	△	△

(注) 1. 平成19年度においては船員保険検査項目(総合健診を除く)のうち、尿糖・尿蛋白については、半定量又は定量のいずれかの選択項目である。
2. 検査項目のうち、網掛けの項目については、特定健診の実施により、追加(変更)予定の項目である。

- … 必須項目
- △… 受診者の希望により実施する項目
- … 医師の判断に基づき選択的に実施する項目
- ◇… いずれかを実施
- … 35歳以上の船員の検査項目

(参考2)

船員保険の被保険者等の主な健診項目の対比

3 被保険者の特定健診等への対応(実施)について

(1) 特定健診

現状、船員保険の生活習慣病予防健診事業は、(財)船員保険会(以下「船保会」という。)に委託し実施しているが、特定健診等の実施に際しては、船保会が保有する健診の申込受付の処理や健診結果の管理等のシステムの改修が必要であることなど課題も多いことから、現在、対応等について検討中である。

(2) 特定保健指導

船員保険においては、現状、事後指導実績が無く、船保会等において保健指導を行う保健師等を有していないことから、実施に際しては、船保会が保健師を雇用(契約)した上で委託するか、市町村と共同して実施することとなる。

しかしながら、船員保険の特定保健指導の対象者は、対象となる者が少ないと見込まれることや、地域的に集中することも想定されることから、健診結果に基づく保健指導対象者の階層化の状況を踏まえて対応することとする。

4 被扶養者に対する特定健診等について

(1) 特定健診

現行の被扶養配偶者の健診を廃止し、40歳以上の被扶養者を対象とした特定健診を実施することとする。

- ・ 被扶養者の住所を把握していないことから、現行と同様に船舶所有者を通じて受診の勧奨、申込、受診券の交付を行う。
- ・ 健診実施機関については、被扶養者の居住状況等を踏まえながら、現行の健診機関や巡回検診での受診を勧奨するとともに、被保険者と同様に健診実施機関の拡大を図る。
- ・ 指定する健診実施機関がない地域の被扶養者については、償還払いによる方法も検討する。
- ・ 健診実施にかかる事務処理や健診記録の管理については、引き続き船保会に委託する。

(2) 特定保健指導

- ・ 被保険者の実施方法に準じて実施することとする。